

豊中市難聴児補聴器交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく補装具費の支給の対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対して言語及び生活適応訓練を促進するため、補聴器及び検査料を交付し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、豊中市とする。

(交付対象児)

第3条 補聴器の交付対象児は、保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が交付申請時に豊中市内に居住する18歳未満の児童であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上の者のうち、医師の意見書により補聴器の使用が効果的であると見込まれる程度であり、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給の対象とならない者
- (2) 既に本事業（この要綱に基づき実施する事業をいう。以下同じ。）により補聴器の交付を受けている場合は、片方の耳につき、既補聴器交付券交付決定日から5年以上経過していること（ただし、修理の場合を除く。）

(交付対象事業及び費用負担)

第4条 対象となる補聴器の種類等、交付基準額及び交付額は別表のとおりとする。
ただし、補聴器は片側装用に1台、両側装用につきそれぞれ1台を交付の限度とする。

(交付対象の除外)

第5条 交付対象児の保護者の属する世帯に、市町村民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は交付対象外とする。交付対象についての世帯の範囲は、障害者総合支援法第76条第1項に定める補装具費の支給に係る世帯の範囲と同一とする。

(交付申請)

第6条 補聴器の交付を希望する交付対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、別で定める補聴器交付申請書（以下「申請書」という。）により市長に申請するものとする。

- 2 申請者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師による交付対象児の聴力検査（以下「検査」という。）を受け、当該医師が作成した補装具意見書（以下「意見書」という。）を申請書に添付するものとする。
- 3 申請者は、意見書の処方に基づき、市長との補装具交付・修理委託契約締結業者（以下「業者」という。）の見積書を申請書に添付するものとする。
- 4 申請者は、世帯全員の市町村民税課税証明書又は生活保護受給証明書を申請書に添付するものとする。ただし、申請に当たっての当該年度について豊中市民税課税の場合又は豊中市で生活保護を受給している場合は、申請者の市民税課税台帳又は生活保護受給の有無についての閲覧照会の同意により、市民税課税証明書又は生活保護受給証明書の添付を省略することができる。

(交付決定)

第7条 市長は、補聴器の交付を行うことを決定した場合は、補聴器交付券及び補聴器交付決定通知書を申請者に交付する。

- 2 市長は、申請を却下することを決定した場合は補聴器交付申請却下通知書を申請者に交付する。

(補聴器の交付)

第8条 市長は、補聴器の交付を行う場合は業者に委託して行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第9条 補聴器の交付を受けた申請者は、別表に掲げる補聴器交付基準額若しくは実購入又は修理額のいずれか低い方の額の3分の1（10円単位四捨五入。以下同じ。）を負担するものとする。ただし、申請者が生活保護世帯の場合は全額免除とする。

- 2 補聴器の交付を受けた申請者は、補聴器を納付する業者に補聴器交付券に添えて、前項の規定により負担することとされている額を当該業者に支払うものとする。
- 3 市長は、補聴器を納付した業者からの請求により当該交付券に記載された公費負担額を支払うものとする。
- 4 前項の規定による費用の請求は、補聴器交付券を添付して行うものとする。

（検査料の交付申請及び支払）

第10条 第6条第2項により検査を受けた申請者は、検査料交付申請書に検査を受けた医療機関の領収書を添えて、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、内容を審査の上交付決定を行い、検査料交付決定通知書を申請者に交付するものとする。
- 3 前項の規定により交付決定を受けた申請者は、検査料請求書により請求するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により請求があった場合は、5千円を限度として、その費用を支払うものとする。

（譲渡等の禁止）

第11条 補聴器の交付を受けた者は、当該補聴器を他の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（費用の返還）

第12条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補聴器の交付を受けたときは、当該交付に要した費用の全部もしくは一部を返還させることができる。

（委任）

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

別 表

補聴器の種類等	交付基準額	交 付 額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 耳かけ型及びポケット型 ・ 耳穴型 (本体及び付属品を含む。ただし、付属品の場合は対象外)	1台(片方の耳)につき(消費税額を含む。) ① 46,534円 ② 56,074円 ※イヤモールドを含む場合	1. 保護者の属する世帯が生活保護世帯の場合 (ア) または (イ) のいずれか低い方の額 (ア) 交付基準額 (イ) 補聴器実購入額(消費税額含む) 2. 保護者の属する世帯が生活保護世帯以外の場合 (ア) または (イ) のいずれか低い方の額 (ア) 交付基準額－保護者負担額【交付基準額×1/3《10円単位四捨五入》】 (イ) 補聴器実購入額－保護者負担額【補聴器実購入額(消費税額含む)×1/3《10円単位四捨五入》】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 修理 	1台(片方の耳)につき「補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示528号)」に準じた額。ただし、交付基準額の上限を21,412円とする。	1. 保護者の属する世帯が生活保護世帯の場合 (ア) または (イ) のいずれか低い方の額 (ア) 交付基準額 (イ) 補聴器実修理(又は交換)額(消費税額含む) 2. 保護者の属する世帯が生活保護世帯以外の場合 (ア) または (イ) のいずれか低い方の額 (ア) 交付基準額－保護者負担額【交付基準額×1/3《10円単位四捨五入》】 (イ) 補聴器実修理(交換)額－保護者負担額【補聴器実修理(交換)額(消費税額含む)×1/3《10円単位四捨五入》】

※上記のほか、補聴器の購入、修理・交換に対する支給要件等については障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条に基づく補装具費の支給の取扱いに準ずるものとします。